

ラム法にもとづくとはいいながら、多くの慣習による儀禮が行われていた。すなわち、イスラムと慣習の累層化現象である。

この事實は、中部ジャワのジョクジャカルタ郊外のカルラハン・ウオノコロモで實施した調査でも認められた。しかし、カンボン・ブドゥグは後者と比較した場合、イスラム教神秘主義（スーフイズム）の殘滓と推定される性格もみられ、中部ジャワのムスリム村落と異なるイスラム信仰の一面が認められる。

中部ジャワのムスリム村落との對比において、東部ジャワのカンボン・ブドゥグのムスリム生活の實態について報告し、かつ、クリフォード・ギーアツの提唱したジャワ・ムスリム三階層區分の問題についても考察を加えたい。

漢代の七科謫とその起源

堀 敏 一

秦の始皇帝から漢の武帝期にかけて、しばしば兵として徵發された謫（謫・適）戍・謫民・謫卒については、ある場合に七科謫とよばれて、謫民を構成する七種類の人々が擧げられている。謫民とよばれる人々がこの七種類に限られるかどうかは一つの問題であるが、この報告では、ここに擧げられた種類の人々が、漢代にどのような身分的扱いをうけたかを第一の問題とする。この問題は從來多くの研究に論及されているが、とくに七科のうちの過半を占める賈人（ないしそれに類する人々）とその子孫については、意見の一

致しない點がある。この點について私は、賈人は奴婢とは區別すべきであるが、一般庶人即ち農民とは差別されたもので、その性格はすくなくとも前漢代を通じて續いたと考える。七科のうちの他の身分も、これと共通した點をもつ。第二の問題は、このような身分の起源であるが、それは先秦時代にさかのぼる。それは先秦時代の社會構造と密接な關係をもつものと考ええる。それが七科謫として漢代にもちこされたのであるが、漢代にはより發達した社會の現實との間に矛盾を生じている。それゆえこの身分は後漢ごろには基本的に消滅するかと思われるが、その遺制は後世にも大きな影響を與えている。これが第三の問題點であらう。

宋代士大夫の寄居について

竺 沙 雅 章

前稿「北宋士大夫の徙居と買田」（史林五四—）において北宋士大夫の徙居の風を論じたが、ここでは、南宋を含めて官制の面から、この問題を考えてみようとするものである。

宋代の士大夫はおおむね終身官仕したが、その間に職事を持たない閑居の時期があった。その閑官の一つは宋代特有の制たる祠祿の官で、北宋末から多くなり、南宋初期には濫授された。大抵は任便居住が許されたので、彼等は便利な土地に寄居し、權勢を振りかざして横暴を働く者が多かった。いま一つは待闕、任を終えて次のポストを待つ官員であり、史籍にはしばしば「寄居待闕官」として表

れ、この時に郷里には歸らず他處に寄居することが一般的であったことを示している。これも官員が過剰になった北宋後期から多くなり、州縣の行政に干渉し民衆を騷擾するなどの弊害が叫ばれるようになった。そこで待闕官を寄居地の差遣につけること、終任者がその任地に寄居することなどを禁ずる法令が出され、『慶元條法事類』卷七職制門にはとくに「寄居待闕」の項がおかれている。士大夫はこの寄居の時期に買田殖産することが多かつたようであり、没官田を收買することも認められていた。一方、史籍に土居官、土居士大夫の語も見えるが、寄居官に比して極めて少ない。これは當時寄居の風が盛んであったことを示すとともに、地方行政において、その弊害とされたのが、土居官でなくて寄居の官員であったことを物語るものである。